

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
II 記載要領及び留意事項	II 記載要領及び留意事項
輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C-5020） (再輸入する容器の無条件免税)	輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C-5020） (再輸入する容器の無条件免税)
I 輸入申告書等記載要領の共通事項 (1)～(7) (省略)	I 輸入申告書等記載要領の共通事項 (1)～(7) (同左)
(8) 各欄は、原則として統計品目番号、税番及び税率の異なるごとに記載するものとする。ただし、同一の統計品目番号、税番及び税率であっても、減免税条項の適用を受けようとするものが含まれる場合、減免税の適用条項が異なる場合、又は内国消費税が課税されるものがある場合、若しくは内国消費税の適用税率等が異なる場合には別欄に記載する。	(8) 各欄は、原則として統計品目番号、税番及び税率の異なるごとに記載するものとする。ただし、同一の統計品目番号、税番及び税率であっても、減免税条項の適用を受けようとするものが含まれる場合、減免税の適用条項が異なる場合、又は内国消費税が課税されるものがある場合、若しくは内国消費税の適用税率等が異なる場合には別欄に記載する。
ただし、関税定率法第14条第11号の適用を受けて免税輸入する貨物であって、当該貨物が関税定率法施行令第15条第2号に掲げる貨物の運送のために反覆して使用されるもの（以下この号及び下記IIにおいて「通い容器」という。）である場合には、税番が異なる通い容器が複数あるときは、これらのうち数字上の配列において最初となる税番により一欄に取りまとめて記載して差し支えない。	
II 輸入（納税）申告書の記載要領	II 輸入（納税）申告書の記載要領
略 「減免税条項適用区分」欄のうち、「符号」欄には統計基本通達別紙第7に定められた減免税条項符号を記載する。	略 「減免税条項適用区分」欄のうち、「符号」欄には統計基本通達別紙第7に定められた減免税条項符号を記載する。
なお、前記I(8)のただし書により、税番が異なる通い容器を一欄に取りまとめて記載する場合には、取りまとめた税番に該当する減免税条項符号を記載する。	